

5 病害虫等の確認及び防除の判断

5. 1 早期発見の手法

病害虫の発生は、その初期に発見することができれば対応も容易である。そのため、公園等の状況に合わせ、低コストかつ持続可能な方法による発生部位の発見・確認手法を取り入れる。

○職員による見回り

- ・病害虫に専門的な知見を持つ職員を配置し、その職員が専門に早期発見に係る業務に従事する方法がある。利点としては、発見漏れや病害虫の診断・同定ミスを最小とできることがある。一方、職員1人当たりの対処可能範囲は限られるため、コストとのバランスを検討する必要がある。
- ・専門職に限らず、職員に広く主要な病害虫の特徴などを事前に研修しておき、日常業務や通勤途上等で発見した場合に担当部局に連絡する体制をとることが考えられる。

○住民等の協力

- ・町内会などで園芸等に興味のある市民を募り、日常生活の中での見回りや病害虫を発見した場合の自治体の窓口への通報を依頼する。また、小規模な発生等で市民による対応（物理的な除去等）が可能であれば、早期駆除の観点からも、市民自らの対応をお願いする（剪定等の許可の付与と剪定ばさみ等の貸与等）。また、企業の環境問題に対する社会的責任(CSR)に対する関心が高まるとともに、自らが、社会貢献を環境問題に取り組むことで果たしていく企業が増えてきている。このことから、市民だけでなく、企業に対しても、協働の取り組みについて、打診することも有効である。なお、アンケート調査によると、住民等に対して市民協働の観点からの取り組みを実施している部署が多く存在するが、内容については、公園等の清掃や除草が主であり、病害虫に関する協力はほとんど見られない。今後、病害虫に関する協力について積極的に取り組む必要がある。
- ・主要な病害虫の発生時期に上記市民等を対象とした研修会を開催し、病害虫の見分け方や除去の仕方等の講習を行い、効果的な管理ができるよう体制を整える。

○通報窓口の設置

- ・住民が気軽に病害虫の発生場所を現場から通報できるよう、フリーダイヤルの通報窓口を設置する。

○発生状況の記録

- ・害虫の発生時期や場所は年によっても変化するが、継続して記録を取ることで、その地域の害虫の平均的な発生時期や被害発生箇所を把握することができ、早期発見のための参考とすることができる。

5. 2 防除に係る判断の考え方

病害虫の発生が確認された場合、防除の必要があるかどうかの判断を行う必要がある。その判断に当たっては、その病害虫による植栽への影響、かぶれ等人体への危害の有無(一般に害虫のほとんどは人体に対して危害を及ぼすことはない。)を勘案するべきである。なお、本欄では自治体が防除を行う場合として記載しているが、機材等を町内会に貸し出す場合などでも同様の考え方を基礎とすることが望ましい。

5. 2. 1 発生初期の防除が可能な場合

最初に行うべきことは、発生した病害虫の種類と規模の把握である。これにより、その病害虫による植栽への影響、かぶれ等人体への危害の有無とその程度を確認できる。また、発生場所について、人との接触がないように隔離できるのか、また周囲の植栽へ病害虫が拡大する可能性はないのかを確認する。

その結果、病害虫は発生したもの、人への危害がなく、植栽への影響も限定され、周囲への拡大もないと判断された場合は、引き続いての観察に留めるといった選択肢もあり得る。

防除を行う場合、発生初期では場所が限定されていることから、被害箇所の剪定などの物理的防除で対応が可能と考えられる。このため、例えば特定の枝振りが必要でその部分の剪定ができないなど、特別な理由がない限り物理的防除で対応する。

5. 2. 2 発生初期に防除ができなかった場合

この場合も最初に行うべきことは、発生した病害虫の種類と規模の把握である。既に病害虫がある程度広範囲に拡散していることから、人への危害による病害虫等の区分により、防除の実施の有無、さらには防除法を選択する。具体的には、農作物と異なり、公園等の植栽は、防除コストと被害額の経済的な比較からの防除要否の判断は困難である。このため、まず人への危害等の影響を、次に植栽への影響等を考慮する。

①かぶれるなど人に危害があるか

人に危害があるものとして、イラガ、チャドクガ等がある。これらの防除基準としては、害虫等による健康被害の防止を優先する。その場合、公園や街路樹等は不特定多数、特に子供が触れる可能性があるため、発生を確認した場合はまずその区域への立入りを制限する等被害防止のための措置を講じる必要がある。

ここで、被害防止のための措置(立入禁止区域の設定等)について、どの程度の範囲をどれくらいの期間継続できるかを勘案しつつ、防除方法を選択する。

人への危害防止や発生範囲の拡大を抑えつつ十分な期間と範囲について隔離措置を継続できる場合、病害虫の発生が止まるまで当該区域を隔離するという選択肢もあり得る。また、一部に隔離措置を継続しつつ、病害虫の物理的な防除等を講じ、病害虫が駆除されたことを確認後隔離措置を終了するなど、現地の状況により、適切な方法を選択する。

なお、農薬を使用する場合は、“7. 2. 農薬を使用するに当たっての留意点”に従って実施する。

②植栽が枯れる、景観が大きく悪化する等、影響は大きいか

病害虫の発生により、葉や芽が食害されるなどの被害が生じるが、その許容範囲について事前に住民と合意に達しておくことが望ましい。それにより、植栽の被害の観点からの防除水準を設定することができる。

(合意事項の例)

- ・植栽や景観に大きな変化がないような保全が必要か
- ・物理的防除の一つとしての剪定により樹形が変わることを認めるか
- ・植栽の更新(別種の植栽も含む)や更地化もあり得るか

なお、地域のシンボル、観光名所など、景観を重視するため一般の植栽とは異なる防除の水準を必要とする場合がある。この場合でも、人への直接の危害がない病害虫の場合は、病害虫を必ずしも一掃する必要性はなく、植栽への影響を一定以下に抑えることで通常は十分と考えられる。

このため、物理的防除等農薬使用以外の方法ができるだけ考慮する。なお、農薬を使用しなければならない場合は①に準じる。

③住民からの不快感に基づく防除の要請について

病害虫が発生した場合、人への健康被害もない等、自治体において農薬による防除は不要と判断した場合においても、いわゆる毛虫等に対する住民の不快感に基づく防除の要請がある。この場合、住民に対して当該病害虫の性質(人への健康被害はないこと等)、自治体の公園等の管理に対する基本的な考え方を説明し理解を求めるとともに、必要な場合は病害虫の発生している箇所にロープ等を張り、立入りを制限する等の措置を行うことも考えられる。なお、防除が必要であるとの判断がなされた場合は、①に準じて行う。

5. 3 円滑な防除の判断に向けて

病害虫の防除に当たっては、早期発見と時期を逃さずに対処することが重要である。しかしながら、病害虫の発見後に防除の方法や住民の意見集約などを行う場合、防除実施までに時間がかかり、適期を逸するおそれがある。このため、病害虫の発見から防除の判断・実施に至る流れをガイドライン等で事前に定めておくことが望ましい。

例えば、公園の管理責任者など防除について知見のある者が、そのガイドラインを参考に地域の実情等にあわせた「管理方針」の草案を作成し、住民との相談の上、その町内会等における防除の基本方針として定めておくことが考えられる。

6 物理的防除等

6. 1 主要な物理的防除

6. 1. 1 剪定・手取り

樹木等の剪定に当たっては、病害虫の発生が確認しやすいよう、例えば、樹高を抑制したり、樹木間の間隔を保ち、人の出入りがしやすいようにする等、植物の管理がしやすい形状にする。また、込み入った植栽であると、植物自体が太陽光を受けにくく、風通しが悪い等の理由により、活力が落ち病害虫が発生しやすい状態となるので、留意が必要である。

また、ドクガ類、アメリカシロヒトリ等発生初期に集団で食害する害虫は、発生段階が進んで分散してしまう前に被害部位を剪定し、焼却等を行えば、農薬の散布の必要性が低下する。

枝に寄生したカイガラムシ類は、ロウ状の分泌物で覆われるなどして、薬剤がかかりにくくなっているので、ブラシやへらを使ってはぎ取る方法がある。

6. 1. 2 焼却等

剪定や抜き取りを実施した際に病害虫が発生した部位があるときは、病害虫の拡散を防ぐため、焼却等を行うことが重要である。

また、雑草の機械的な除草をした際に、堆肥として利用するためには、完熟させてから利用することが重要である。未熟のまま堆肥を利用すると、発酵熱による温度の上昇が十分でなかったことから雑草の種子等が死滅せず、堆肥から雑草が発生する場合があることに留意する。



こも巻

6. 1. 3 こも巻

松の害虫マツカレハを捕獲するために、秋口に幹にわらなどでできたこもを巻き、樹体から樹皮や落葉中へ移動する幼虫をこもに潜り込ませ、春の活動前にこもを取り除き焼却等を行って防除する。

6. 1. 4 除草(手取り・機械除草等)

農薬を使用しないで除草するためには、一般に刈り払い機やハンドガイド式の機械を用いて除草を行うが、年に数回除草することが必要であること、また、機械等のコストがかかることが難点となっている。

なるべく除草の手間を省くために、公園内の雑草の発生を抑制する観点から、剪定枝をチップ化し、それを樹林地に敷くこと(マルチング)や砂利による被覆で、太陽光が土壤に届くことを阻み雑草の発生を抑制することが可能である^{*4}。また、タマリュウ等のグランドカバープランツを植栽し、雑草の発生を防ぐことも有効である。

6. 1. 5 その他

ゴマダラカミキリの産卵防止として、木の主幹に新聞紙、シユロ、ネット、金網などを巻き付ける方法がある^{*5}。

7 農薬による防除

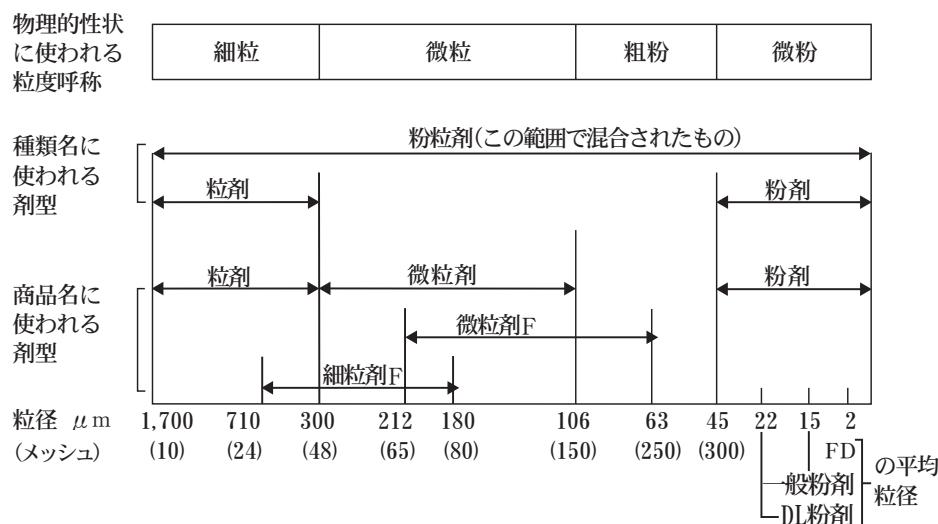
7.1 総論

一般的に使用される農薬の名称には、有効成分の一般名にその剤の剤型名(例えば粉剤、粒剤、乳剤など)を付した“種類名”と、“商品名”がある。なお、商品名にはメーカー名が付与される場合も多い。本マニュアルに記載の農薬名は注記していない限り種類名を記載している。

農薬は、用途別に殺虫剤、殺菌剤、除草剤等に大きく分類される。殺虫剤には、神経機能阻害を起こす有機リン剤、カーバメート剤、ピレスロイド剤、ネオニコチノイド剤等や昆虫の成長を制御する剤(IGR剤)、害虫の天敵である微生物や昆虫等を利用した生物農薬がある。殺菌剤には、病原菌の代謝阻害を起こす剤等、除草剤には、代謝阻害や光合成阻害を起こす剤等がある。

また、農薬の剤型のうち、そのまま散布するものには、農薬原体を粘土などで製剤化した粉剤、粒剤、粉粒剤等があり、これらは粒径により周辺への飛散状況が異なり、粒径が大きいほど飛散が少ない。

図3 粉剤、粒剤、粉粒剤の種類と粒径(農薬概説 2007 より)



水を用いて散布液の調製を行う剤型には、水に懸濁させて用いる水和剤(フロアブルも含む)、水に溶解して用いる水溶剤、乳化剤を加えて水に乳濁させて用いる乳剤等がある。そのほか、スプレー缶に封入されておりそのまま用いるエアゾル、農薬を高分子膜などで被覆したマイクロカプセル剤、ペースト状にしたペースト剤、植物に塗布する塗布剤等があり、ペースト剤や塗布剤は農薬の飛散が少ない。

なお、散布液を散布する際には噴霧機を用いるが、使用するノズルや圧力によって、飛散量が大きく異なる。近年、飛散を防ぐ観点からドリフト(飛散)低減ノズルが開発されている。

上記のような農薬の剤型や散布方法による飛散の特徴をよく理解し、農薬の飛散を原因と

する住民、子ども等の健康被害が生じないよう、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

一方、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度(ポジティブリスト制度)が平成 18 年5月に施行されたことに伴い、非食用農作物等に農薬を使用するに当たっても、周辺農作物への影響を避けるため、農薬の適正使用と飛散防止対策の徹底が必要である。

7. 2 農薬を使用するに当たっての留意点

農薬を使用するに当たっては、病害虫に強い作物や品種の選定、物理的防除の活用等により農薬使用の回数及び量を削減すること、また、やむを得ず散布する場合には最小限の区域における農薬散布に留めること等、「住宅地等における農薬使用について」(平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)に掲げられた遵守すべき事項を踏まえるとともに、以下の点について留意する。

7. 2. 1 適切な農薬の選択

農薬を選択するに当たっては、以下の点について留意し選択する。

- 必ず農薬登録がなされた農薬を利用すること(農薬のラベル等に「農林水産省登録第○〇〇号」と記載のある農薬)。なお、非農耕地専用と称して、農薬として使用することができない旨の表示がある除草剤は、農薬登録がなされていないため、公園や街路等の植栽には使用できない。
- 人畜や環境への負荷をできるだけ低減する観点から、生物農薬やフェロモン剤に適用があるかどうかを確認し、適用がある場合は優先的に利用する。ただし、このような農薬は速効性に劣る性質があることから、これら農薬を散布した場合の効果が遅いことに留意の上、利用する。
- 対象とする病害虫以外の天敵等の生物に可能な限り影響を与えないような選択性の高い農薬を選ぶ。なお、天敵に対する農薬の影響目安の一覧表が、日本バイオロジカルコントロール協議会ホームページ(<http://www.biocontrol.jp/index.html>)より閲覧できる。
- 粒剤等可能な限り飛散の少ない剤型の農薬を利用する。なお、環境省が平成 19 年に行った調査結果^{*6}では、乳剤に比べマイクロカプセル剤は散布直後から 2 日後までの気中濃度が低くなり、微粒剤のような固形剤を使用した場合は乳剤などに比べて気中濃度は極めて低くなり、覆土を行うことで気中濃度はより低下した。
- 蒸気圧が高く、低温でも揮発しやすい農薬は、蒸気圧が低い農薬より散布後の気中濃度が高くなる(環境省が平成 19 年及び平成 20 年に行った調査結果^{*6}より)ことから、揮発による影響を勘案する必要がある場合には留意する。
- 当該防除対象の農作物等や病害虫に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法(総使用回数、使用量、使用濃度、使用時期等)及び使用上の注意事項を守って使用すること。(農薬には剤ごとの使用回数の他に、有効成分ごとの総使用回数が設定

されている。同じ有効成分でも商品名が異なる場合があるため、総使用回数を超過することがないよう、有効成分を確認することが必要である。)

○農薬を使用する段階でいくつかの農薬を混用する、いわゆる現地混用については、以下の点に注意する必要がある。

①農薬に他の農薬との混用に関する注意事項が表示されている場合は、それを厳守すること。

②試験研究機関がこれまでに行った試験等により得られている各種の知見を十分把握した上で、現地混用による危害等が発生しないよう注意すること。その際、生産者団体等が発行している「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない農薬の組合せで現地混用を行うことは避けること。特に有機リン系農薬同士の混用は、混用による相加的な作用を示唆する知見もあることから、これを厳に控えること。

(なお、農薬の登録の有無や、適用情報の確認は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターのホームページで可能 <http://www.famic.go.jp/>)

特定の害虫のみをターゲットとする生物農薬やフェロモン剤については、飛散等による被害の発生はほとんど考えられない。昆虫成長制御剤(IGR剤)は、昆虫の脱皮・変態を攪乱する農薬で、人畜毒性が一般に低い。また、一般に選択性が高く、天敵に対する影響も少ないため、IPMでは重要視される農薬である。なお、アンケート調査では、これら農薬を利用していない理由として「使ったことがない、よく知らない」と回答する部署が多く、発生病害虫に対して農薬を使用する場合は、使用する農薬の種類をよく検討する必要がある。以下に主要な農薬について掲げる。(農薬の登録情報は平成26年1月現在のものであり、使用の際は農薬のラベルを必ず確認すること)

7. 2. 2 生物農薬

生物農薬とは、病害虫等の防除目的のために特別に製剤化された天敵生物等を人為的に使用することにより、生物的防除を行うもので、一般の化学合成物質の農薬とは大きく異なる。主要な生物農薬は以下の通り。

農薬の種類	適用病害虫名	作物名
BT剤 —昆虫病原細菌(<i>Bacillus thuringiensis</i>)が産出する結晶タンパク質を昆虫(主に鱗翅目昆虫)が摂食することで殺虫効果が得られる。 (多種類の製剤があり、それぞれの製剤の害虫名と適用作物が異なるので、良く確認	チャドクガ、ハスオビエダシャク	つばき類
	イラガ類	かき、ブルーベリー、樹木類、つばき類
	カキノヘタムシガ	かき
	アメリカンヒトリ	樹木類、さくら、つばき類、プラタナス
	ハマキムシ類、シャクトリムシ類	果樹類
	ケムシ類	果樹類、オリーブ(葉)

すること)	シバツトガ、スジキリヨトウ、タマナヤガ [†]	芝
	モンクロシャチホコ	さくら
	ベニモンアオリンガ [†]	さくら、つつじ類
	トビモンオオエダ [†] シャク	樹木類、フェニックス・ロベレニー
	コナガ [†]	ストック
	ハスモンヨトウ	カーネーション、きく
	オオタバコガ [†]	きく
スタイルネマ カーポカブサエ剤 一線虫で、昆虫に感染し殺虫するー	シバオサゾウムシ幼虫、タマナヤガ [†]	芝
	キンケクチブトゾウムシ幼虫、ハスモンヨト	花き類・観葉植物
	コスカシバ [†]	さくら
	モモシンクイガ [†]	果樹類
	ヤシオオサゾウムシ幼虫	ヤシ
スタイルネマ グラセライ剤 一線虫で、昆虫に感染し殺虫するー	コガネムシ類幼虫、シバオサゾウムシ幼虫、シバツトガ [†] 、スジキリヨトウ、タマナヤガ [†]	芝
ボーベリア ブロンニアティ剤 一昆虫病原糸状菌、がキリムシ類に特異的に寄生する系統ー	ゴマダラガミキリ	かえで
	がキリムシ類	果樹類
ボーベリア ハシアーナ剤 一昆虫病原糸状菌、がキリムシ類に特異的に寄生する系統ー	マツノマダラガミキリ	まつ(枯損木)
アグロバクテリウム ラジオバクター剤 ー根頭がんしゅ病菌に対する拮抗細菌ー	根頭がんしゅ病	果樹類、ばら、きく
バチルス ズブチリス剤 一病原菌に対する直接の殺菌作用ではなく、生育場所・栄養分の競合作用による予防効果ー	灰色かび病	かんきつ、ぶどう、マンゴー、 ハスカップ、ブルーベリー、 花き類・観葉植物
	黒星病	なし
	灰星病	もも、ネクタリン、とうとう、すもも
	斑点病	ブルーベリー
ショットモナス ロテシア水和剤	かいよう病	かんきつ
	せん孔細菌病	もも、ネクタリン

7.2.3 昆虫成長制御剤(IGR剤)

昆虫のキチン合成阻害あるいは幼若ホルモン様物質などを利用し、昆虫の成長を阻害する農薬。一般に、幼虫期に効果が高いが、遅効的であり、使用時期が重要となる。主要なIGR剤は以下の通り。なお、環境省が平成21年に行った調査結果^{*6}では、IGR剤散布の場合において、遅効的ではあるが十分な防除効果があることが確認された。

農薬の種類	適用病害虫名	作物名
クロマフェノジド水和剤	アメリカシロヒトリ	さくら
	シロイチモジヨトウ	トルコギキョウ
	ハスモンヨトウ	きく
ジフルベンズロン水和剤	マツカレハ若齢幼虫、ハハチ類(若～中齢幼虫)	まつ類
	マイマイガ(若～中齢幼虫)、カラマツ マダラメイガ(若～中齢幼虫)	からまつ
	マイマイガ(若～中齢幼虫)、アメリカ シロヒトリ(若～中齢幼虫)、その他 のケムシ類(若～中齢幼虫)	なら、ぐぬぎ、さくら、 プラタナス、まさき、つばき類
	カキノヘタムシガ、カメムシ類	かき
	クロバネキノコバエ類	トルコギキョウ
テフルベンズロン乳剤	ヨトウムシ類	花き類・観葉植物
	マイマイガ	からまつ、こなら
	アメリカシロヒトリ	さくら、プラタナス
	スジキリヨトウ、シバツトガ、コガネムシ類 幼虫、シバオサゾウムシ幼虫	芝
	コナジラミ類	ポインセチア
	コナガ、アオムシ	ストック、はぼたん
	リンドウホソハマキ	りんどう
	シロオビノメイガ	けいとう
	カキノヘタムシガ、イラガ類	かき
テブフェノジド水和剤	チャドクガ	つばき類
	アメリカシロヒトリ	さくら
	シバツトガ、スジキリヨトウ、タマナヤガ	芝
	オオタバコガ、ハスモンヨトウ	きく
	シロイチモジヨトウ	トルコギキョウ、カーネーション、 宿根かすみそう、きく
フルフェノクスロン乳剤	ミカンキロアザミウマ	ばら、きく、きく(葉)、ガーベラ
	ハダニ類	ばら
	マメハモグリバエ	きく、きく(葉)、ガーベラ
	アサミウマ類	きく、きく(葉)
	シロオビノメイガ	けいとう
	シロイチモジヨトウ	宿根かすみそう、宿根アスター

	タバコガ [†] シロイチモジヨトウ、ハスモンヨトウ	カーネーション スターチス、ソリダコ
ルフェヌロン乳剤	ハスモンヨトウ マメハモグリバエ、ミカンキイロアザミウマ	ばら、カーネーション きく
クロルフルアズロン乳剤	ミナミキイロアザミウマ、シロイチモジヨトウ シロイチモジヨトウ	きく 宿根かすみそう

7. 2. 4 フェロモン剤

合成した昆虫の性フェロモンをポリエチレンチューブなどに封入し、極微量のフェロモンを気中に拡散させることにより害虫の行動を攪乱(交尾行動の阻害等)したり、あるいはフェロモントラップで大量に雄成虫を誘殺することにより、結果的に次世代の幼虫の発生を抑制することを目的とする薬剤。広面積を対象として行う必要がある。人へのばく露等はほとんどない。

農薬の種類	使用目的	適用病害虫名	作物名
ケルキボルア剤	誘引	カシノナガキクイムシ	なら類(生立木・伐倒木)
シナンセルア剤	交尾阻害	ヒメコスカシバ [†]	かき
		コスカシバ [†]	果樹類、食用さくら(葉) 、さくら
チェリトルア剤	交尾阻害	コスカシバ [†] 雄成虫	果樹類、さくら
		ヒメコスカシバ [†] 雄成虫	きく
フォールウェブルア剤	誘引	アメリカシロヒトリ	樹木類
ブルウェルア・ロウカルア剤	交尾阻害	シバツトガ [†] 、スジキリヨトウ	芝

7. 2. 5 敷布前の散布地域周辺への周知

農薬を散布する場合は、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬について以下の留意点に配慮し、十分な周知に努める。なお、散布以外の方法(例えば樹幹注入)で農薬を使用する場合でも、必要に応じて周知を行うように努める。

- 農薬使用の目的については、例えば、「〇〇公園のツバキにチャドクガが発生しているので、周辺住民に当該害虫による皮膚の炎症を起こさないために」等散布の目的を具体的に記す。
- 散布日時については、可能な限り早めに付近の住民に知らせるとともに、気象条件が合わない場合の代替日についても知らせる。
- 使用農薬については、具体的な農薬名、希釈倍数、散布方法を記す。
- 農薬散布区域の近隣に学校、幼稚園、保育園、通学路、図書館等がある場合には、当該学校等を通じて子供の保護者等への周知を図るとともに、散布の時間帯に最大限配慮する。
- 公園等における病害虫防除においては、事前に立て看板等で表示を行う。
- 事前に散布場所近隣に化学物質に敏感な人が居住していることが判明している場合は、

散布する農薬、散布量、時間等を可能な限り早期に連絡し、必要があれば、対応について相談する。

○農薬散布は、無風または風が弱いときに行うなど、飛散が少ない気象条件や時間帯を選ぶとともに、周辺地域での人出が少ない時間帯を設定する。

○住宅地付近では、窓を閉めること、洗濯物を屋外に干さないこと、乗用車を付近に駐車しないことなどをあらかじめ要請するとともに、散布前に、これらをチェックし、必要であれば、再度、住民に要請する。

○周知については、周辺住民に対して、町内会の回覧物や個別住居へのチラシの配布、広報車による案内等を行うとともに、住民からの問い合わせに対応できるよう連絡先の表示を必ず行う。

7. 2. 6 農薬散布における立入制限等の措置

水で希釈した散布液を散布する場合は、近隣の住宅地や公園の利用者、街路樹付近の通行者などへの飛散を可能な限り防ぐため、農薬使用者は、ラベルに記載されている使用上の注意事項に則して、立入制限範囲を設定し、立看板等による表示とともに、ロープ等を張ったり、必要に応じて見張りを立てる等、立入制限範囲内に住民等が立ち入らないよう措置を行う。

さらに、7. 2. 7の留意事項に記載してあるドリフト低減ノズルの使用、風速や樹高等の状況を踏まえた農薬散布の是非の判断、スポット散布等による可能な限りの薬量低減等、飛散リスクへの最大限の配慮を行う。

(1) 環境省では、平成 19 年度から平成 21 年度にかけて行った調査^{*6}において、5 農薬について、公園及び街路樹に散布する場合の立入制限範囲について検討を行った。対象とした 5 農薬は、平成 17 年度に実施した「自治体における街路樹、公園緑地等での防除実態調査」の結果、街路樹、公園等の市街地における使用実態の多い農薬(フェニトロチオン、トリクロルホン、イソキサチオン、エトフェンプロックス及びグリホサート)である。この 5 農薬については、毒性評価結果及びばく露実態を踏まえ、

○散布区域内では、公園において散布する場合において、

- ・トリクロルホン及びイソキサチオンについては、散布後 1 日間、散布区域から葉から垂れる液剤が当たらない程度の距離において、立入を制限することが適當と考えられた。

- ・フェニトロチオン、エトフェンプロックス及びグリホサートについては、散布終了後農薬が乾くまでの間は、散布区域から葉から垂れる液剤が当たらない程度の距離において、立入を制限することが適當と考えられた。一方、公園や街路樹の樹木、芝生等に対して散布する農薬については、使用上の注意事項として、散布中及び散布後(少なくとも散布当日)に小児や散布に関係のない者が散布区域に立ち入らないよう配慮することがラベルに記載されている場合もあり、このような場合は、散布当日は立入を制限する必要がある。

○散布区域外の立入制限範囲として、散布開始から散布終了後農薬が乾くまでの期

間散布区域から下表に示す距離を設けることが適当と考えられた。

農薬の種類	農薬 使用 場所 ¹⁾	対象 (中木:4m程度 高木:9m程度)	液剤散布の向き	立入制限範囲 (散布区域からの距離)
フェニトロチオン	公園	中木	横向	5m
		高木	横向	5m
			吹上	25m ²⁾
	街路樹	中木	横向	5m
		高木	横向及び吹上	5m
トリクロルホン イソキサチオン	公園	中木	横向	5m
		高木	横向	25m ³⁾
			吹上	25m
	街路樹	中木	横向	5m
		高木	横向及び吹上	5m
エトフェンプロックス	公園	中木	横向	5m
		高木	横向及び吹上	5m
	街路樹	中木	横向	3.5m
		高木	横向	3.5m
			吹上	5m
グリホサート	公園	雑草	通常	1m

1) 公園:入園者及び隣接住宅等居住者を想定。

街路樹:通行者を想定。隣接住宅等居住者は公園に準ずる。

2) 風速が平穏から軽風(風速<1.5m/s)の場合は10m。

3) 風速が平穏から軽風(風速<1.5m/s)の場合は5m。

※風速については、風速計を使用することが望ましいが、入手が困難な場合は下記を目安にすること。

・風速が平穏から軽風(風速<1.5m/s):風向きは煙がなびくのでわかるが、風見(風に従って向きを変えるようにして風の方向を知る道具。)には感じない。

・風速が軽風(1.5m/s<風速<3m/s):顔に感じる。木の葉が動く。風見も動き出す。

また、ティッシュペーパーを自然落下させた時に、1秒間に進む距離を測ることで風速を推定することも可能。

当該距離は毒性評価結果及びばく露実態を考慮して、十分な安全性を見込んだ上で設定したものであるが、散布された農薬が人にかかるよう最大限注意すべきである。

また、十分な立入制限範囲を設定することが不可能な場合は、ばく露を低減する有効な措置がない限り、農薬散布を実施すべきでない。

さらに、7. 2. 5に記載しているとおり、隣接する住宅がある場合は、窓を閉めること、洗濯物を屋外に干さないことなどについて、あらかじめ要請し、散布前に確認する。

ただし、立入制限範囲外であれば、農薬散布において、通常、人の健康に好ましくな

い影響が起きることはないと考えられるが、当該立入制限範囲は、安全と危険との明らかな境界を示すものではなく、また、短期間わずかに立入制限区域内に立ち入ったとしても、直ちに人の健康に影響があるというものではない。

(2) なお、生物農薬については、ラベルに記載されている使用上の注意事項を守ることを前提の上、散布区域外においては、飛散等による被害の発生はほとんど考えられないことから、立入制限範囲の設定は不要と考えられる。

また、フェロモン剤については、ラベルに記載のある使用方法等に従って使用している限り、飛散等による被害の発生はほとんど考えられないことから、公園等の内部においても立入を制限する必要はないと考えられる。

7. 2. 7 作業時の留意事項

水で希釈した散布液を散布する場合は、近隣の住宅地や公園の利用者、街路樹付近の通行者などへの飛散を可能な限り防ぐため以下の点について留意する。

○散布に使用するノズルについては慣行のノズルを見直し、近年開発が進んでいるドリフト低減ノズルの使用や飛散防止カバーの併用が望ましい。また、取扱説明書を確認し適切な圧力で散布を行い飛散を防ぐ。なお、環境省が平成 19 年に行った調査結果^{*6}では、ドリフト低減ノズルを使用した場合、慣行ノズルに比べ気中濃度が低下すること、また、平成 20 年及び平成 21 年に行った調査結果^{*6}では、除草剤散布の際にドリフト低減ノズル及び飛散防止カバーを使用した場合、散布区域外への飛散を抑制することが確認された。また、周辺へのドリフトを防ぐ観点から農薬散布地の周辺に細かいネットやシートを設置する等遮蔽物の設置方法も、各都道府県等で開発されており、関係部局と検討を行うことも重要である。

○無風または微風の気象条件で散布する。風向きに注意し、住宅地や農地への飛散が可能な限り少ない風向きでの散布を行う。なお、環境省が平成 21 年に行った調査結果^{*6}では、風下方向では飛散距離が長くなること、また、風速が 1.6~3.0 m/s の場合、風速が 0 ~1.5 m/s の場合と比べて飛散距離が長くなることが確認された。

○散布地近辺に遊具等がある場合は、遊具の移動、遊具が移動できない場合は、シートをかぶせる等を行う。

○散布する際は、樹木全体への散布は可能な限り避け、病害虫の発生部位等へのスポット散布とする。なお、環境省が平成 19 年に行った調査結果^{*6}では、散布薬量を通常(したり落ちる程度)の半分にした場合及びスポット散布でも十分な防除効果が確認された。

○17 年度のアンケート調査によると高木への散布に対する住民からの苦情が非常に多い。このことは、高所に薬剤を付着させるため、到達距離の長い鉄砲ノズルの利用や、高い散布圧力などにより、高木への散布が周囲への飛散につながっていると考えられる。このため、高木での病害虫の発生が激しい場合は、樹種更新、又は一定以上の高さの樹木の剪定等を検討し、歴史上保存が求められている樹木であるなど、やむなく薬剤散布を選択する場合でも、足場を設置する等してできるだけ至近距離から、高い散布圧力を用いず、必要な部分のみに散布する等の対策をとる必要がある。なお、環境省が平成 21 年に行った

調査結果^{*6}では、高木(9m)へ散布する場合、中木(4m)へ散布する場合と比べて飛散距離が長くなること、また、散布方向についても、下からの吹上散布の場合、横方向からの散布の場合と比べて飛散距離が長くなることが確認された。

また、例えば、散布後の粒剤に土をかぶせて粒剤そのものが露出しないようにするなど、水で希釈した散布液を散布する場合以外でも、使用後に住民等が薬剤そのものに触れるとの無いよう、留意する。

なお、農薬を使用する際は、事故防止のため以下の点についても留意する。

- 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意すること。
 - 農薬を他の容器(清涼飲料水の容器等)へ移し替えないこと。
 - 散布作業前日及び散布作業後には、飲酒をひかえ、又、十分な睡眠をとること。
 - 体調の優れない、又は著しく疲労しているときは、散布作業に従事しないこと。
 - 農薬の調製又は散布を行うときは、ラベルに記載のある使用上の注意事項に従い、農薬用マスク、保護メガネ等適切な防護装置を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行うこと。
 - 散布に当たっては、事前に防除機等の十分な点検整備を行うこと。
 - 風下からの散布等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意すること。
 - 農薬散布時に、頭痛やめまい、吐き気を生じるなど、気分が悪くなった場合には、直ちに散布をやめ、医師の診断を受けること。散布後に気分が悪くなった場合でも同様である。
- なお、実際に事故が発生した場合の緊急問い合わせ先として、(公財)日本中毒情報センターの中毒110番がある(一般市民専用)。

大阪中毒110番(365日 24時間対応)072-727-2499

つくば中毒110番(365日 9時~21時対応)029-852-9999

- 作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替えること。
- 農薬の空容器、空袋等の処理は、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に行うこと。

7.2.8 農薬使用履歴の記録

以下の項目について記録し、一定期間(3年程度)保管する。

- ア. 農薬を使用した年月日、場所、対象植物等
- イ. 使用した農薬の種類又は名称及び単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

7.2.9 農薬散布を委託する場合の留意点

農薬散布を業者に委託する場合は、本マニュアルに即した農薬散布が確実に実施されるよう、上記のような散布上の留意点を仕様書や契約書等に明確にしておき、飛散による被害を防ぐことが重要である。

業者の選定に当たっては、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、「住宅地等における農薬使用について」(平成25年4月26日付け25消安第175号環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)に即し、総合的病害虫・雑草管理を行う体制が確保されており、また、上記のような散布上の留意点を踏まえた散布が確実に行われるかどうかという観点から業者を選択するべきである。また、県が認定している農薬管理指導士や、(公社)緑の安全推進協会が認定している緑の安全管理士等の資格を有する者が作業を実施、又は監督できる業者を選定するとともに、病害虫の発生程度に応じた農薬の散布を実施するため、業務量の増減が見込まれることから、契約に当たっては、柔軟に対応できるような方式を用いて、予め業者と十分話し合っておくことが望ましい。

7.2.10 農薬散布に係る苦情等の対応(相談窓口の設置等)

農薬散布に伴う健康被害等に備えて、相談窓口を設置し、農薬散布状況(散布の目的、農薬名、農薬散布日時、剤型、希釈倍率等)を集中的に情報管理することが望ましいが、困難であれば、散布場所の管理者が、散布状況について良く把握し、市民からの問い合わせ等に対応できるよう体制整備を行う。なお、農薬散布を委託する場合にあっても、施設管理者が責任を持って対応できる体制整備が必要である。

7.3 散布以外の農薬使用法について

農薬の液剤による散布は飛散が起こりやすいが、農薬成分を植物に浸透させることによる効果を期待する等、散布以外の方法により使用する農薬として塗布剤、樹幹注入剤等がある。以下に主要な農薬について掲げる(農薬の登録情報は平成26年1月現在のものであり、使用の際は農薬のラベルを必ず確認すること)。

なお、これらの農薬については、ラベルに記載されている使用上の注意事項を守ることを前提の上、使用区域外においては、飛散等による被害の発生はほとんど考えられないことから、7.2.6の立入制限範囲の設定は不要と考えられる。

7.3.1 塗布剤・ペースト剤

整枝時や病患部・病枝の除去時にできた、切り口や傷口等に塗布し、病害の予防等を行う農薬。また、塗布後、これらの農薬に使用者以外の者が触れることの無いよう留意すること。

農薬の種類	使用目的	作物名
チオファネートメチルペースト剤	切り口及び傷口のゆ合促進	果樹類、樹木類
	てんぐ巣病	さくら
	腐らん病	きり
	切り口及び傷口のゆ合促進	かき
	切り口の枯込防止	かき
	クワイカビ類による木材腐朽	ぶな(伐倒木)
有機銅塗布剤	傷口のゆ合促進	さくら、うめ、もも、かき

7. 3. 2 樹幹注入剤、樹幹打ち込み剤

樹木の幹にドリル等で穴を開け、そこに農薬成分を入れることにより、病害虫の防除等を行う農薬。薬剤により、使用時期が害虫発生前のものもあり、毎年の病害虫の発生状況を確認の上使用する等の注意が必要。

また、樹幹注入剤で容器による注入を行う場合は、薬剤注入中は使用者以外の者が容器に触れることの無いよう留意し、注入後の容器は速やかに回収すること。

農薬の種類	適用病害虫名	作物名
アセフェート剤(カプセル)	モンクロシャチホコ	さくら
	アメリカシロヒトリ	アメリカフウ、プラタナス、さくら
	プラタナスグンバイ	プラタナス
	アブランシ類	にれ、ゆりのき
	マツカレハ	あかまつ、くろまつ
チアメキサム液剤	アメリカシロヒトリ	さくら、けやき
	マツカレハ	まつ
	ヤシオオオサゾウムシ	ヤシ
	プラタナスグンバイ	プラタナス
	デイゴヒメコバチ	デイゴ
エマメクチン安息香酸塩液剤	マツノサインチュウ	まつ(生立木)
塩酸レバミゾール液剤		
酒石酸モランテル液剤		
ネマデクチン液剤		
ミルベメクチン乳剤		

7. 3. 3 その他

- クズの除草:除草剤としてイマザピルを木針に浸み込ませ、当該木針をクズの根株に刺すことで枯死に至らせる。
- クズ、フジ等のつる類の除草:グリホサートイソプロピルアミン塩液剤をつる類の株頭に傷をつけ注入し枯死に至らせる。
- 枯損木のマツノマダラカミキリの殺虫:マツの伐倒、集材した枯損木に所定量のボーベリアバシアーナ剤(生物農薬)が付着した不織布製剤を設置し、ビニールシート等で被覆することにより、枯損木から脱出したカミキリに菌が付着し殺虫効果がある。
- スギカミキリの捕殺:スギ、ヒノキの幹に粘着剤を巻き付け当該害虫を捕殺。

8 病害虫に対する理解の増進

8. 1 総論

アンケート調査によると防除を行う際の判断基準として、周辺住民からの苦情等があった場合に実施するという回答が一番多く、住民が害虫の発生により刺されるとの思いこみからくる恐れや害虫への不快感からの要請によるところが大きいと考えられる。このことから、行政機関等による病害虫の知識の積極的な普及を実施し、住民が病害虫のほとんどは人体への危害がないこと等を理解すれば、住民からの防除の要請が減ると考えられる。また、防除を実施する者も、これら病害虫の知識を深めることで、病害虫の種類(人への危害の有無を含む)や発生生態、発生規模等を勘案し、発生や被害を防ぐ手法や適正な防除手段を選択することができると考えられ、安易な農薬の散布は避けられるとともに、結果として維持管理費の節減や環境への負荷の低減に資することができると考えられる。

このため、その地域で発生する主要な病害虫で、住民からの苦情が多いものについて、病害虫の特徴、発生や被害を防ぐための手法、農薬を使用しない防除法及び適正な農薬の使用方法等について知見の収集を常に行うとともに、機会を捉えて市民への知識の普及や防除担当者への指導に努めていくことが重要である。

8. 2 手法の事例

具体的な知識の普及手法としては、

- 市町村や関係団体の広報誌等へ病害虫の発生時期に具体的な説明を掲載
- 町内会の回覧への掲載
- 都道府県、市町村等の HP への掲載
- 自然体験学習や学校での授業を通して害虫等の生き物としての正しい理解を普及等が考えられる。

9 関係法令・通知等

9. 1 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(抜粋)

平成 15 年 3 月 7 日農林水産省・環境省令第5号
最終改正 平成 17 年 6 月 21 日農林水産省・環境省令第1号

農薬取締法(昭和23年法律第82号)第十二条第一項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。

(農薬使用者の責務)

第一条 農薬を使用する者(以下「農薬使用者」という。)は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- 三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 四 農地等の土壤の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 六 公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(その汚濁により汚染される水産動植物を含む。)の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(表示事項の遵守)

第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等(以下「食用農作物等」という。)に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。
- 二 付録の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。
- 三 農薬取締法施行規則(昭和26年農林省令第21号。以下「規則」という。)第七条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。
- 四 規則第七条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。
- 五 規則第七条第二項第四号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。
 - イ 種苗法施行規則(平成十年農林水産省令第八十三号)第二十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数。
 - ロ イの場合以外の場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数。

2 農薬使用者は、農薬取締法第七条第十二号 に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。

(ゴルフ場における農薬の使用)

第五条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度のゴルフ場における農薬の使用計画

(住宅地等における農薬の使用)

第六条 農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(帳簿の記載)

第九条 農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 農薬を使用した年月日
- 二 農薬を使用した場所
- 三 農薬を使用した農作物等
- 四 使用した農薬の種類又は名称
- 五 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

9. 2 住宅地等における農薬使用について

(平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号環水大土発第 1304261 号)

別記1、別記2 殿

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないよう、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）第 6 条において、「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」と規定するとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成 15 年 9 月 16 日付け 15 消安第 1714 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）において、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、依然として、児童・生徒が在校中の学校や開園時間中の公園、庭園等で農薬が散布された事例、街路樹等に対し害虫の発生状況にかかわらず一定の時期に決まった農薬が散布されている事例、周辺住民に事前の通知がないままに農薬が散布された事例等が報告されており、地方公共団体の施設管理部局、庭園、緑地等を有する土地・施設等の管理者等に本通知の趣旨が徹底されていない場合があると考えられる。

については、住宅地等における農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、下記の事項について貴職の協力を要請する。また、別添のとおり関係府省宛てに通知したところであり、貴管下の施設管理部局、農林部局、環境部局等の間においても緊密な連携が図られるよう配慮いただくとともに、貴管内の市区町村においても同様の取組が行われるよう、市区町村に対する周知・指導をお願いする。

なお、本通知の発出に伴い、「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）は廃止する。

記

1 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

農薬使用者、農薬使用委託者、殺虫、殺菌、除草等の病害虫・雑草管理（以下「病害虫防除等」という。）の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）（以下「農薬使用者等」という。）に対して別紙の事項を遵守するよう指導すること。

2 地方公共団体が行う病害虫防除における取組の推進

貴地方公共団体が管理する施設における植栽の病害虫防除等が、別紙の1を遵守して実施されるよう、施設管理部局及びその委託を受けて病害虫防除等を行う者に徹底すること。取組に当たっては、以下のような地方公共団体における取組事例を参考としつつ、状況に応じ効果的に行うこと。

- (1)植栽管理の業務の委託に当たり、当該業務の仕様書において、農薬ラベルに表示された使用方法の遵守、周辺住民等への周知、飛散低減対策の実施、農薬の使用履歴の記帳・保管等、別紙の1に掲げる事項を業務内容として規定する。
- (2)入札の資格要件として、当該業務の実施上の責任者が、当該地方公共団体が指定する研修を受けていること又は当該地方公共団体が指定する資格(農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士、技術士(農業部門・植物保護)等)を有していることを規定する。
- (3)地方公共団体の施設管理部局の担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加する。

また、植栽管理に係る役務については、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号))に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成25年2月5日変更閣議決定)において、「特定調達品目」に定められており、「住宅地等における農薬使用について」の規定に準拠して病害虫防除等が実施されることが環境物品等に該当するための要件とされている。このため、庁舎管理の担当者は、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、委託する役務が環境物品等に該当するよう、植栽管理において本通知の遵守の徹底に努めること。

3 相談窓口の設置等の体制整備

健康被害を引き起こしかねない農薬の不適正な使用に関して周辺住民等から相談があつた場合に、農林部局及び環境部局をはじめ関係部局(例えば、学校にあつては教育担当部局、街路樹にあつては道路管理担当部局)が相互に連携して対応できるよう、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備すること。

住宅地等における病害虫防除等に当たって遵守すべき事項

1 公園、街路樹等における病害虫防除に当たっての遵守事項

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病害虫防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。なお、農薬の散布を他者に委託している場合にあっては、当該土地・施設等の管理者、病害虫防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

- (1)植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病害虫が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
- (2)病害虫の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病害虫被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
- (3)病害虫の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合(森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。)は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
- (4)農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (5)病害虫の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病害虫防除では、病害虫の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病害虫に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。
なお、現に複数の病害虫が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まる事を示唆する知見もあることから、決して行わないこと。
- (6)農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル(以下「飛散低減ノズル」という。)の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (7)農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、

過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。

- (8) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。病害虫防除を他者に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。
- (9) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (10) 以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病害虫の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」(平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室)に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

2 住宅地周辺の農地における病害虫防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地(市民農園や家庭菜園を含む。)において栽培される農作物の病害虫防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 病害虫に強い作物や品種の栽培、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- (2) 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあっては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (5) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。
- (6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。
- (7) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (8) 以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害

虫・雑草管理(IPM)実践指針」(平成 17 年 9 月 30 日農林水産省消費・安全局植物防疫課)や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術をとりまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課)も参考とすること。

(送付先一覧)

別記1(農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)

- ・各都道府県知事
- ・関係府省

内閣官房内閣総務官、人事院事務総局総括審議官、内閣府大臣官房長、官内庁管理部長、公正取引委員会事務総局官房総括審議官、警察庁長官官房長、金融庁総務企画局長、総務省大臣官房長、法務省大臣官房長、外務省大臣官房長、財務省大臣官房長、文部科学省大臣官房長、厚生労働省大臣官房長、経済産業省大臣官房長、国土交通省大臣官房長、防衛省経理装備局長、会計検査院事務総局次長、衆議院事務局庶務部長、参議院事務局管理部長、国立国会図書館総務部長、最高裁判所事務総局経理局長

別記2(農林水産省消費・安全局長通知)

- ・関係団体

一般財団法人残留農薬研究所理事長、公益財団法人食品農医薬品安全性評価センター理事長、公益財団法人日本ゴルフ協会会长、財団法人日本花普及センター会長、公益財団法人日本植物調節剤研究協会会长、公益財団法人日本葉たばこ技術開発協会会长、一般社団法人全国植物検疫協会会长、社団法人全国食糧保管協会会长、一般社団法人全国農業改良普及支援協会会长、社団法人全国農業共済協会会长、一般社団法人日本ゴルフ場事業協会理事長、公益社団法人日本農業法人協会会长、一般社団法人日本くん蒸技術協会会长、一般社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会会长、公益社団法人日本家庭園芸普及協会会长、社団法人日本花き生産協会会长、一般社団法人日本種苗協会会长、一般社団法人日本植物防疫協会理事長、一般社団法人日本植木協会会长、一般社団法人日本造園建設業協会会长、一般社団法人日本造園組合連合会理事長、社団法人日本農業機械化協会会长、一般社団法人日本農業機械工業会会长、一般社団法人農林水産航空協会会长、公益社団法人緑の安全推進協会会长、一般社団法人林業薬剤協会会长、全国たばこ耕作組合中央会会长、全国共済農業協同組合連合会代表理事理事長、全国山林種苗組合連合会会长、全国主食集荷協同組合連合会会长、全国森林組合連合会会长、全国農業會議所会長、全国農業機械化研修連絡協議会会长、全国農業機械商業協同組合連合会会长、全国農業協同組合中央会会长、全国農業協同組合連合会代表理事理事長、全国農薬協同組合理事長、日本チェーンストア協会会长、日本園芸農業協同組合連合会代表理事会会长、農薬工業会会长

(通知に関するQ&A)

Q1.農薬とはどのような剤が含まれるのでしょうか？

A1.農薬については、農薬取締法第1条の2に定義されており、「農作物等」を病害虫や雑草から防除する等の目的で使用される「殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤」とされており、除草剤は「その他の薬剤」に含まれます。なお、樹木は「農作物等」に含まれます。

Q2.「農薬使用者等」にはどのような人が当てはまるのでしょうか？

A2.農薬の使用者、農薬使用を委託した者、病害虫防除の責任者、農薬散布を行う土地・施設の管理者などが当てはまります。

Q3.定期的な農薬散布はしても良いのでしょうか？

A3.本通知では定期的な農薬散布はやめるよう要請することとしております。

Q4.観光地、農業公園、ゴルフ場は対象なのでしょうか？

A4.観光地は範囲が不明確なので例示には含めませんが、対象のものもあると考えられます。農業公園には生産団地が併設されているものなど様々な形態があり、農地に当たる場合もあると考えられるので、実情を踏まえて地方公共団体が適切に判断し、指導すべきと考えます。ゴルフ場は対象です。

Q5.「適切な研修」とは、どのような研修を指すのでしょうか？

A5.例えば、県が認定している農薬管理指導士や、(公社)緑の安全推進協会が認定している緑の安全管理士等の資格取得のための研修が想定されますが、これらに限定するものではなく、飛散防止対策等に関する知識習得や意識啓発が図られるのであれば、防除業者の社内研修等も対象となります。

Q6.美観のために農薬を使用することはできるのでしょうか？

A6.農薬散布による影響と必要性(害虫などによる健康被害や美観への影響など)を考慮して、それぞれの場面で判断いただきたいと考えております。

Q7.周知は発注者と受注者のどちらが行うべきでしょうか？

A7.より実効性のある方法で周知できる方に実施いただきたいと考えております。なお、どのような方まで周辺住民として事前周知の対象とするかについては、地域の実情に応じて判断していくこととなります。

Q8.いつまでに事前周知すれば良いのでしょうか？

A8.散布する日時が決まったら、できるだけ早く幅広く周知してください。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮してください。

Q9.自宅の庭に撒く場合も周知が必要なのでしょうか？

A9.本通知は、自らの敷地内において、周辺への飛散が考えられないような方法で散布する場合にまで、周辺住民への周知を行うことを求めておりません。

Q10.「農薬中毒の症状に詳しい病院」について、どこに紹介してもらえば良いのでしょうか？

A10.地方公共団体、関係団体等があらかじめ適切な医療機関を把握し、農薬使用者に紹介いただくこととします。

Q11.夜間散布はしても良いのでしょうか。

A11.そもそも、夜間における農薬散布は一般的でなく、日中は人や車の通行が絶えない場所などやむを得ない場合に限られると考えられます。

9.3 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針

平成2年5月24日付け環水土第77号各都道府県知事宛
環境庁水質保全局長通知
最終改正 平成25年6月18日付け環水大土発第1306181号

1 基本的考え方

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、農薬の使用に当たっては、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づき安全性評価がなされた登録農薬の適正使用や使用量の削減等について指導が徹底される必要があるが、その際、これらの指導の実効を期す上で、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努め、その結果に基づき、必要に応じて隨時、ゴルフ場に対して適切な改善措置を求ることとすることが肝要と考えられる。

このような観点から、現状の知見等からみて可能な範囲で水質汚濁の未然防止に資する対処の方策を明らかにし、地方公共団体が水質保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう、本暫定指導指針(以下「指針」という。)を定めることとしたものである。

別表に示した農薬は、ゴルフ場で使用されているものの中から全国的にみて主要なものを対象に、現在得られている知見等を基に人の健康の保護に関する視点を考慮して排出水中の指針値を設定してきたところである。さらに、農薬取締法第3条第1項第7号に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準(平成20年環境省告示第60号において定められているものに限る。以下、「水濁基準値」という。)の設定が進められていることから、これらに加えて、水濁基準値が定められている農薬についても、当該水濁基準値に基づき指針値を設定することとする。

なお、今後、実態の把握の進捗や関連する科学的知見の集積等によって、必要に応じ、指針の改定があり得るものである。

2 暫定指導指針

(1) 農薬使用状況等の的確な把握

水質保全の面からゴルフ場を指導する際には、これに先立って農薬の使用状況やゴルフ場内の集排水系統、排水処理施設の現状、接続する河川、利水施設等ゴルフ場周辺水域の状況等に関する実態を的確に把握することが必要である。このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年3月7日農林水産省・環境省令第5号)第5条に基づき提出されるゴルフ場における農薬使用計画書を活用するとともに、関係行政部局、市町村、団体等の協力分担の下に、管内ゴルフ場関係者との間の連絡協議を密にして、必要な資料の収集整理に努めるものとする。

(2) 農薬流出実態の調査

ゴルフ場周辺の水域に対する水質汚濁を未然に防止する観点から、(1)により把握した情報を踏まえ、ゴルフ場から排出される水(以下「排出水」という。)に含まれる農薬の残留実態を調査し、これらの結果から所要の指導の一層の徹底を図ることとする。

このため、農薬の流出実態の調査は、排出水がゴルフ場の区域から場外の水域に流出する地点(以下「排水口」という。)において、農薬濃度が高い状態になると見込まれる時の排出

水について実施することを基本とするものとする。

その際、ゴルフ場の構造等によって排水口における調査が困難な場合には、場内の調整池、排水路のほかゴルフ場下流の河川等を含め、ゴルフ場からの農薬の流出実態が適切に把握できると認められる地点において適宜行う。

また、調査の実施に当たっては、一般に使用農薬の種類や使用の時期、方法等が病害虫及び雑草の種類、発生時期等に応じて地域により多様であるほか、排出水中への農薬の流出は、農薬の種類、使用方法や現地の地形、土壌、集排水系統等の状況によって異なること等に十分留意する。

(3) 指針値について

ア 指針値の設定

ゴルフ場からの排出水中の農薬濃度は、排水口において別表に掲げる値(以下「指針値」という。)を超えないこととする。また、別表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする。

イ 指針値の変更

別表に掲げた指針値のうち、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値の10倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ(http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html)に掲載しており、改定される場合もあるので、隨時確認すること。

(4) 改善措置について

また、排水口における調査結果がこの指針値を下回る場合においても、農薬の流出を極力低減させるように努めるものとする。

排出水中の農薬濃度が指針値を超える場合には、次の措置をとるものとする。

ア ゴルフ場下流に近接して水道水源等利水施設が存在する場合など、調査結果を周知すべき関係者に直ちに連絡し、当該施設等における水質調査を行うとともに、ゴルフ場からの農薬の流出に起因して利水目的の維持達成等に支障が生じないよう万全の措置を講ずるものとする。

イ 農薬使用実態の精査、流出経路の踏査、調査頻度の増加等により指針値を超えることとなった農薬の流出原因に関するより詳細な実態の把握に努める。

ウ 農薬の使用時期、回数等所定の使用法の遵守、流出が少ない農薬の種類や剤型の選択等農薬使用の適正化、可能な範囲での農薬の使用量の削減等について、関係部局等と十分連携をとりつつ、ゴルフ場関係者を指導する。

エ 排出水中への農薬の流出を低減させる上で、農薬使用の改善のほか、ゴルフ場の集排水系統、排水処理施設の改修や地形、構造の改変等を必要とすると認められる場合には、現地の実情に即し、これらに関する具体的な方策を検討の上、必要な措置を講ずるようゴルフ場関係者を指導する。

(5) 地域特性等への配慮

別表の指針値は、一般的条件の下で適用すべき暫定的なものとして設定したものであり、都道府県において、ゴルフ場の立地状況や下流の利水状況等地域の実情に応じ、別途、別表の指針値にかわるより厳しい値によって所要の指導を行うことができるものである。

また、排水口以外の地点において調査が行われた場合の調査結果については、別表の指針値を基に、その地点の集水域と排水口の地点の集水域の差異等を勘案して、所要の指導を行うものとする。この場合において、下流河川等の水域における調査結果については、一般に排水が河川等の水域に流入する場合に適用されている諸基準との関係等を勘案するものとする。

(6) 分析方法

排出水に係る標準分析方法は別添のとおりである。別の方法による場合及び別添に記載のない農薬の分析を行う場合は、必要な検出感度が得られるかどうか十分確認を行うこととする。

(7) 調査、指導の体制

調査及び指導に当たっては、必要に応じ、関係行政部局等の連絡協議の場を設けるとともにゴルフ場関係者の協力を求める等により、これらの円滑かつ的確な実施に遺漏のないよう努めるものとする。また、ゴルフ場からの農薬の流出防止については、まずゴルフ場関係者において適切な対策が講じられることが基本であると考えられるので、ゴルフ場関係者に対し、本指針の周知徹底を図るとともに、都道府県の実情に応じ、自主的な調査、点検の実施等について指導し、所要の助言に努めるものとする。

(別表)

農 薬 名	指針値 (m g / L)
(殺虫剤)	
イソキサチオン	0. 08
クロルピリホス	0. 02
ダイアジノン	0. 05
チオジカルブ	0. 8
トリクロルホン (D E P)	0. 05
フェニトロチオン (M E P)	0. 03
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0. 9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0. 06 (イミノクタジンとして)
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0. 04
オキシン銅 (有機銅)	0. 4
キャプタン	3
クロロタロニル (T P N)	0. 4
クロロネブ	0. 5
ジフェノコナゾール	0. 3
シプロコナゾール	0. 3
チウラム (チラム)	0. 2
チオファネートメチル	3
チフルザミド	0. 5
テトラコナゾール	0. 1
トリフルミゾール	0. 5
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	1. 2
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
プロピコナゾール	0. 5
ベノミル	0. 2
ボスカリド	1. 1
ホセチル	2. 3
ポリカーバメート	0. 3

(除草剤)	
アシュラム	2
エトキシスルフロン	1
シクロスルファムロン	0. 8
シデュロン	3
シマジン (C A T)	0. 0 3
トリクロビル	0. 0 6
ナプロパミド	0. 3
フラザスルフロン	0. 3
プロビザミド	0. 5
ベンフルラリン (ベスロジン)	0. 1
M C P A イソプロピルアミン塩及びM C P A ナトリウム塩	0. 0 5 1 (MCPA として)
(植物成長調整剤)	
トリネキサパックエチル	0. 1 5

注1：表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{\text{ADI}(\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3(\text{kg}) \times 0.1(\text{ADI の 10% 配分}) / 2(\text{L/人/日})\} \times 10$$

注2：表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする。

注3：表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値10倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ

(http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html) に掲載しており、改定される場合もあるので、隨時確認すること。

9.4 ゴルフ場排水口調査マニュアル

1 調査対象ゴルフ場

ゴルフ場排水中の農薬調査を行っていない県を優先して対象県を選定し、当該県に所在するゴルフ場の中から18ホール以上ある比較的規模の大きいゴルフ場を調査対象とする。

2 ゴルフ場の選定等

(1)これまで都道府県が「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(以下「暫定指針」という。)に沿って調査を実施してきた。この経緯を踏まえ、ゴルフ場の選定に当たっては、対象県に対して、過去の調査実績や指針値超過実績等の情報の提供等の協力依頼を行って関係情報を入手し、その調査実績等の状況を勘案し、本省と協議し選定する。

具体的には、

- ・新規オープンしたゴルフ場
- ・過去3年間程度のうち調査を実施していないゴルフ場
- ・指針値を超過した実績のあるゴルフ場

を優先して調査対象とする。

(2)調査対象ゴルフ場を決定したら、対象ゴルフ場の所在地を管轄する農林水産省地方農政局地域センターに対し、農薬使用基準省令に基づいて対象ゴルフ場から提供された農薬使用計画書の提供依頼を行う。

(3)調査対象ゴルフ場に対し、調査への協力依頼を行い、具体的な散布日時等を確認し、調査日時を決定する。

また、調査協力の承諾が得られた後、ゴルフ場の見取り図及び水系の分かる資料の提供を依頼・入手し、調査地点の検討を行う。

3 調査の種類

(1)聞き取り調査

農薬の使用状況等について、ゴルフ場において農薬散布に関する責任を有する者(以下「農薬散布責任者」という。)に対して行う。

(2)採水調査

ゴルフ場排水口から排水の採取を行う。

4 調査の実施

(1)準備

ア 調査日程の設定

採水調査は、農薬濃度が高い状態になると見込まれる時の排出水について実施する必要があることから、これまでの県における調査実績を踏まえ、①農薬散布後最初の降雨後一日以内に実施、②農薬散布後一週間以内に実施、③降雨後等で、極力排出水がある日に実施、等の事例があるので参考にして調査日を決める。

なお、調査前にゴルフ場に対し農薬の散布状況を確認する。

イ 携行品の確認

(ア)採水容器(分析機関より貸与)

1検体当たり 1,000ml 褐色ビン4本(ただし分析対象農薬が多い 場合は本省と協議により採水量を決定する)

(イ)備品(分析機関より貸与)

バケツ、ジョウゴ、ひしゃく、クーラーボックス、保冷剤、温度計

(ウ)ゴルフ場排水中の聞き取り調査票(様式1号)農薬調査野帳(様式2号)

(エ)ゴルフ場所在地、担当者及び採水場所の確認

(オ)農薬取締職員の証

(2)具体的な調査方法

ア 聞き取り調査

(ア)調査当日はフロントに行き農薬散布責任者を呼んでもらい、以下の項目について聞き取り調査を行い、様式1号に記載する。

a 調査日までの1ヶ月間の農薬の散布状況

(a)散布農薬名(商品名及び有効成分名)

(b)農薬散布者(「ゴルフ場職員」、「防除業者への委託」等を記入。防除業者の場合には業者名も聞き取り記入)

(c)散布農薬種類(殺虫剤・殺菌剤・除草剤・その他の区分及び粒剤・乳剤等の区分)

(d)農薬散布量(10a当たりの量、希釈倍率)

(e)農薬散布場所(「芝(G(グリーン))」、「芝(T(ティー))」、「芝(F(フェアウエー))」、「芝(R(ラフ))」、「樹木(樹林地)」、「花」、「その他」等の区分を記入)

(f)散布方法(「動力噴霧器(背負い型)」「ブームスプレヤー」等の散布に用いた機械等を記入)

b 調査日までの1ヶ月間の降雨状況

c 農薬の保管状況(出来れば倉庫を見せてもらい、施錠状況、保管農薬名について記入)

d 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第9条に基づく帳簿への記帳の有無

イ 採水調査

(ア)採水に当たっては、可能な限り農薬散布責任者立ち会いのもとに実施し、様式第2号に必要事項記入する。

(イ)採水地点は、ゴルフ場の区域から場外の流域に流出する地点(排水口)を原則とする。排水口における調査が困難な場合には、場内の調整池、排水路の他ゴルフ場下流の河川等を含め、ゴルフ場からの農薬の流出実態が把握できると認められる地点において適宜行う(別紙「ゴルフ場排出水中の農薬等調査における採水場所選定の基準」を参照)。

(ウ)採水に当たっては、採水容器を用いて直接採水するか、バケツあるいはひしゃくを用いることとし、その際の状況について様式2号に記載する。

また、採水方法については以下のとおりとする。

a 試料容器を用いて直接資料を採取する場合は、まず現場の水で試料容器を洗った後、

静かに水中に沈めて採取する。

- b 橋の上などからバケツで採取する場合は、バケツに綱を取り付け、それを下ろし採取し、その水で容器を洗った後、再度採取した水を静かにジョウゴを使用し試料容器に移し入れる。
- c 水深の浅いところで採水する場合は、底の泥等を巻き上げないように注意し、ひしゃくですくいジョウゴを用いて試料容器に流し入れる。
- d 採水は採水容器の首までとし、輸送中の破損を防ぐため満水にはしないこと。

(エ)検体は、水温を測定した上で、速やかに保冷剤の入ったクーラーボックスに保存すること。

(オ)検体の搬入

検体は、原則として採水した当日にクール宅急便にて、別途本省が委託契約を結んだ分析機関に送付する。やむを得ず保管する際には冷蔵保存する。

なお、検体の分析機関への到着が休日にならないよう注意して発送すること。

5 調査結果の取りまとめ

- (1)分析機関より分析結果が送付されたら、分析結果について、暫定指針値を超過する事例がないか、農薬使用計画書に記載されている農薬以外が使用されていないか確認する。確認の結果、農薬使用計画書以外の農薬の検出があった場合には、その旨を様式2号の備考欄に記入する。
- (2)様式1号、様式2号及び(1)の分析結果を本省に報告する。

6 報告期限

分析機関より分析結果が送付され、確認後速やかに水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室に報告する。

7 各種様式の保管

様式1号、様式2号及び5の(1)の分析結果等については、3年間保管する。

8 指針値超過があつた場合等の対応

指針値超過があつた場合には、本省に連絡し、その後の対応について協議する。

また、農薬使用計画書に記載されている農薬以外が検出された際には、使用の有無等について、事実関係をゴルフ場に確認する。

様式1号、様式2号については、環境省ホームページよりダウンロードできます。

http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf_course/attach/manual.pdf

(別紙)

ゴルフ場排出水中の農薬等調査における採水場所選定の基準

1 採水場所は、本調査の主旨を踏まえ、場内で散布された農薬が流出し、公共用水域へ影響を及ぼす恐れのある場所を原則とする。

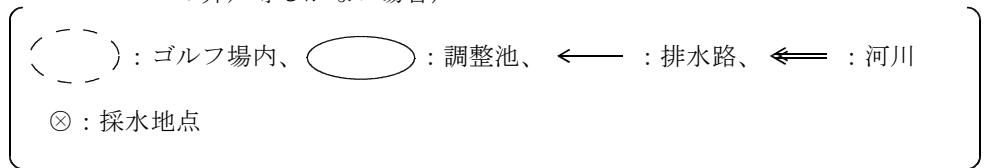
例として、次のような地点が考えられる。

(1) ゴルフ場排出口

(2) ゴルフ場内（調整池等でしか採水できない場合）

(3) ゴルフ場下流の水域（場外への排水がなく、場内に調整池等もない場合）

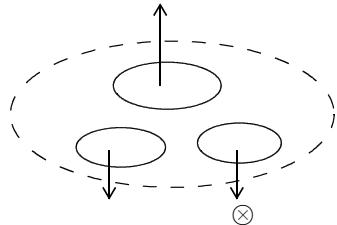
(4) その他（場内及び周辺に水系がなく、農薬等の影響が考えられるのはゴルフ場内の井戸等しかない場合）



①ゴルフ場内に調整池がある場合

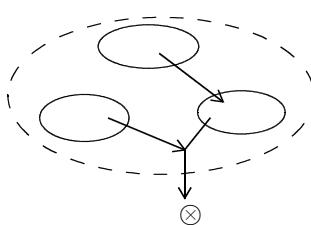
[ケース 1]

- 調整池が数カ所ありそれぞれから場外への排水路がある場合。
→ 代表的な地点一箇所を選択する。



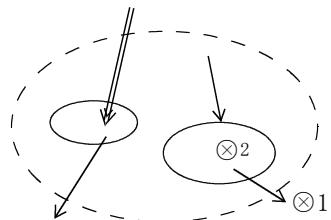
[ケース 2]

- 複数の調整池があるが最終的に排水路が一つになる場合。



[ケース 3]

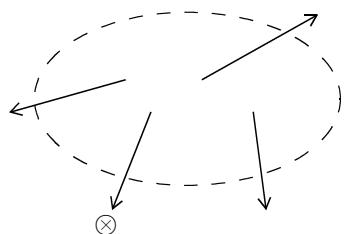
- 河川が流れ込む調整池と排水路が流れ込む調整池があり、それぞれから場外に流れる排水路がある場合。
→ $\otimes 1$ で採水する。 $\otimes 1$ での排水が無い場合（調整池での貯水量が少ない場合）調整池 $\otimes 2$ で採水する。



②調整池は無いが河川等がある場合

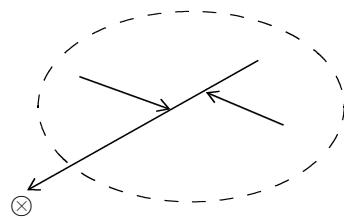
[ケース 1]

- 排水路が複数ある場合
→ 代表的な地点一箇所を選択する。



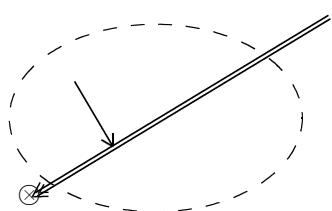
[ケース 2]

- 複数の排水路が最終的に一つの排水路になる場合



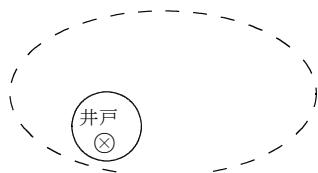
[ケース 3]

- 河川に排水路からの排水が流れ込んでいる場合



③ゴルフ場内に水系がない場合

- 水系がなく井戸のみの場合
→ 井戸水を採水する。



9.5 グリーン購入法

9.5.1 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(抜粋)

平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号
最終改正 平成 15 年 7 月 16 日法律第 119 号

(目的)

第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「環境物品等」とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

- 一 再生資源その他の環境への負荷(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。)の低減に資する原材料又は部品
- 二 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用してのこと、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいためにより廃棄物の発生を抑制することができる事由により、環境への負荷の低減に資する製品
- 三 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

(環境物品等の調達の基本方針)

第六条 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向
- 二 国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類(以下「特定調達品目」という。)及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等(以下「特定調達物品等」という。)の調達の推進に関する基本的事項
- 三 その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ各省各庁の長等(国にあっては各省各庁の長、独立行政法人等にあってはその主務大臣をいう。以下同じ。)と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 前項の規定による各省各庁の長等との協議に当たっては、特定調達品目の判断の基準については、当該特定調達品目に該当する物品等の製造等に関する技術及び需給の動向等を勘案する必要があることにかんがみ、環境大臣が当該物品等の製造、輸入、販売等の事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。

5 環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)

第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の自然的・社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

9.5.2 環境物品等の調達の推進に関する基本方針(抜粋)

平成 13 年 3 月 9 日環境省告示第 11 号
最終改正 平成 25 年 3 月 1 日環境省告示第 17 号

20. 役務

20-6 庁舎管理等

(1) 品目及び判断の基準等

植栽管理	<p>【判断の基準】</p> <p>①植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②病害虫予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行う体制が確保されていること。</p> <p>③農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①灌水の雨水利用に配慮されていること。</p> <p>②剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。</p> <p>③施肥に当たっては、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥(土壤改良材)が使用されていること。</p> <p>④植替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病害虫の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。</p> <p>⑤植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。</p> <p>⑥植栽管理に当たり、可能な限り、再使用又は再生利用可能であって、土の代替となる植込み材の使用に努めていること。</p>
------	---

備考)

- 1 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。
- 2 庁舎管理に係る判断の基準②、③及び④については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。
- 3 庁舎管理に係る判断の基準②の施設において実施すべき措置等は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、別表を参考として選定するものとする。
- 4 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。
- 5 庁舎管理に係る判断の基準②、③及び④については、施設の改修、大規模な設備・

機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。

- 6 本項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。
- 7 植栽管理に係る判断の基準②の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。
- 8 植栽管理に係る判断の基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について(平成19年1月31日付18消安第11607号環水大土発第070131001号※農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)」に準拠したものであること。

※平成25年4月26日付消安第175号環水大土発第1304261号に修正する予定

10 参考文献等

- 1 千葉県林業試験場 試験研究情報 野鳥を活用する緑地の無農薬管理
<http://www.pref.chiba.lg.jp/ninaite/green/green-09/shiken4.html>
 - 2 (独)森林総合研究所 キツツキを呼んで松枯れ防止
<http://www.ffpri.affrc.go.jp/labs/kouho/mori/mori-74.html>
 - 3 (一社)日本植物防疫協会 生物農薬+フェロモン ガイドブック 2006
 - 4 大阪府 南部公園事務所 園内管理作業で発生する剪定枝のリサイクル
http://www.kkr.mlit.go.jp/fukusan/press/00_2_5.html
 - 5 農林水産技術会議事務局 果樹栽培の低コスト・省力化技術
 - 6 環境省 農薬飛散リスク評価手法等確立調査検討会
http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/hyoka_kentou/index.html
- ・原色日本蛾類図鑑 保育社
・原色日本幼虫蛾類図鑑 保育社
・原色樹木病害虫図鑑 保育社
・写真で見る農作物病害虫診断ガイドブック 静岡県植物防疫協会
・花と緑の病害図鑑【付・主要害虫解説】 全国農村教育協会
・生物農薬+フェロモン ガイドブック 2006 (一社)日本植物防疫協会
・農薬概説(2007) (一社)日本植物防疫協会
・(公社)緑の安全推進協会 HP(<http://www.midori-kyokai.com/>)
・(公社)農林水産・食品産業技術振興協会 HP(<http://www.jataff.jp/konchu/kemushi/>)
・北海道立衛生研究所 HP(<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/dokuga/index.htm>)
・(独)森林総合研究所 HP(<http://www.ffpri.affrc.go.jp/labs/seibut/bcg/bcg00143.html>)
・北海道立林業試験場 HP(<http://www.hfri.pref.hokkaido.jp/>)
・(独)森林総合研究所九州支所 HP(<http://www.ffpri-kys.affrc.go.jp/>)
・(独)森林総合研究所四国支所 HP
(http://www.ffpri-skk.affrc.go.jp/matu/qmatu_matukare.html)
・グリーンジャパン HP(<http://www.greenjapan.co.jp/matukuimusи.htm>)

【写真提供】

環境省 新宿御苑管理事務所
元静岡県農業試験場 池田二三高氏